

会津若松市議会情報セキュリティ基本方針

(令和8年2月24日議長決裁)

1 目的

この規程は、本市議会が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この規程で使用する用語は、会津若松市情報セキュリティポリシー（平成28年3月30日決裁。以下「市セキュリティポリシー」という。）で使用する用語の例による。

3 対象とする脅威

対象とする脅威及びこれに係る情報セキュリティ対策については、市セキュリティポリシーの例による。

4 対象範囲

(1) 機関の範囲

本基本方針が適用される組織は、議会とする。

(2) 情報資産の範囲

情報資産の範囲については、市セキュリティポリシーを準用する。この場合において、「本対策基準」とあるのは「本基本方針」と読み替えるものとする。

5 議員の遵守義務

議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって本基本方針を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策については、市セキュリティポリシーを準用する。この場合において、「本市」とあるのは「本市議会」と、「職員等」とあるのは「議員」と、「全庁的な組織体制」とあるのは「体制」と、「情報セキュリティポリシー」とあるのは「本基本方針」と、「講じるものとする。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。」とあるのは「講じるものとする。」と読み替えるものとする。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本基本方針の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、本基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、本基本方針を見直すものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。